

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No508号 2016.09.29
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

再掲載＝2015年6月21日付「JAL不当解雇撤回ニュース 447号」(抜粋)

不当労働行為裁判の勝利の意義等を理解していただくために、「JAL不当解雇撤回ニュース 447号」の記事の抜粋を紹介します。

日航は判決を踏まえ解決に向けた労使交渉に応じよ！



を再び断罪しました。

この判決は、会社の不当な介入により、整理解雇回避に向けて労使が対等の立場から妥協点を探るというまともな労使交渉ができていなかったということを改めて明確にしました。

また判決は、管財が嘘までついて不当労働行為を働いたことを改めて明確にしました。このことは不当解雇事件の高裁判決の随所で述べている「裁判所が認可した事業計画に基づき裁判所が選任した管財人による経営判断は合理的」＝管財人の判断に誤りはないとす

東京高裁は労働基本権を謳った憲法28条にも触れ、管財人が行った争議権投票への介入という不当労働行為

る論旨が間違いであることを示すものです。

日本航空は、整理解雇を断行するために不当労働行為を働いたこと、労使対等のまともな交渉を一切せず整理解雇に突き進んだことを認め、不当解雇撤回と被解雇者全員の早期職場復帰に向けた労使交渉に応じ、争議の早期解決を図るべきです。

労使交渉による解決は、ILO が勧告していることであり、国土交通大臣や厚生労働大臣も国会答弁で指摘していることです。

今日航に求められていることは明瞭です。この高裁判決を真摯に受け止め、争議の早期解決に踏む出すことです。



【写真】記者会見で勝利判決を報告。左より堀弁護士、日航乗組田二見委員長、CCU 古川委員長、内田客乗団長、飯田乗員副団長

不当労働行為裁判(行訴)とは

2010年11月16日の労使交渉において、整理解雇に反対し真摯な労使交渉を求めてスト権投票を始めたCCUと日航乗組に対し、企業再生支援機構のディレクターと管財人代理が、「企業再生支援機構の正式な見解」として、「整理解雇を争点とする争議権を確立した場合、それを撤回するまで企業再生支援機構は3,500億円の出資はできない」と発言した不当労働行為事件です。これほど明確な不当労働行為はありません。当然、

都労委は不当労働行為と認定し、救済命令を出しました。しかし、日本航空はこれを不服として、命令の取り消しを求めて、東京地裁に行政訴訟を起こしました。昨年8月東京地裁は会社の申し立を棄却。会社が控訴したことから東京高裁で争われてきました。今回の判決で地裁に続き高裁でも、弁護士である管財人の行為が不当労働行為であると再び断罪されました。